

栃木市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和3年4月13日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和3年1月8日から令和3年1月26日まで
- 3 監査の対象 建設部
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	建設部
監査結果報告日	令和3年3月12日付け 栃市監第90号
措置結果通知日	令和3年4月1日付け 栃市総第1号
監 査 結 果	<p>指導事項（道路河川整備課）</p> <p>踏切付近の道路改良工事とその付帯工事について、本来は1件の工事として発注すべきところ、4件に分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。したがって、随意契約できるような金額に工事を分割し発注する行為は、その行為が意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものであり、経済性にも疑義が生じるものである。</p> <p>よって、1件の工事を、合理的な理由なく分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>鉄道に近接する工事という特殊性から、請負業者が限られてしまい、かつ、開通式の期日も迫っていたことから、分割発注を行いました。今後の発注におきましては、公正性・競争性を確保しつつ、経済性に配慮のうえ適正な発注が行えるよう期間に余裕をもった発注計画に努めてまいります。</p>

監 査 対 象	建設部
監査結果報告日	令和3年3月12日付け 栃市監第90号
措置結果通知日	令和3年4月1日付け 栃市総第1号
監 査 結 果	<p>指導事項（道路河川整備課及び道路河川維持課）</p> <p>道路用地の復元測量業務及び境界仮杭設置業務並びに排水路の除草業務について、1件の業務委託として発注することができるにもかかわらず、合理的とは言い難い理由により分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。したがって、随意契約できるような金額に業務委託を分割し発注する行為は、その行為が意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものであり、経済性にも疑義が生じるものである。</p> <p>よって、合理的とは言い難い理由により業務委託を分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>（道路河川整備課）</p> <p>過年度に境界確認を実施した箇所境界杭等が経年により不明瞭になっていましたが、用地交渉に伴い早期に復元する必要性が生じたため分割発注を行いました。今後の発注におきましては、公正性・競争性を確保しつつ、経済性に配慮のうえ適正な発注が行えるよう交渉の期間に余裕をもった発注計画に努めてまいります。</p> <p>（道路河川維持課）</p> <p>履行期間の短縮を図るため分割発注を行いました。今後は公正性・競争性を確保しつつ、経済性に配慮のうえ業務委託の適正な執行に努めてまいります。</p>